

全国歯科医師会保研会報

98号 2026.05



第98回通常組合会

令和8年度事業計画、歳入歳出予算案を承認 組合会議長に巻藤議員、副議長に角田議員を選出



令和8年3月15日（日）午後1時より、トラストシティカンファレンス・丸の内（丸の内トラストタワーN館11階 R o o m2+3+4）にて、第98回通常組合会が開催された。

小山茂幸専務理事進行のもと、4月より合併する和歌山県歯科医師国民健康保険組合 西島典幸副理事長挨拶の後、春日司郎副理事長の開会の辞へと続いた。

仮議長には前副議長の岡佐登志議員（鳥取県支部）を選出し、日程の一部を変更し、第1号議案 議長・副議長の承認を求める件が上程された。議長・副議長の選出は協議方式とし、組合会を暫時休会し、各地区より推薦された地区代表議員により協議された。議長には岩手県支部の巻藤佐智子議員、副議長に滋賀県支部の角田和芳議員を選出し、その後再開された組合会で挙手多数により承認された。

新議長のもと、議事録署名人に岡山県支部の西岡宏樹議員を指名し議案へと入った。令和8年度保険料賦課額、組合規約の一部改正、令和8年度事業計画及び、令和8年度歳入歳出予算について慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

その後、報告事項が行われ、最後は阿部義和副理事長による閉会の辞をもって締めくくられた。



春日副理事長



岡仮議長



巻藤議長



角田副議長



阿部副理事長

■理事長挨拶

三塚理事長

第51回衆議院総選挙、高市・自民党の単独過半数で圧勝となった。高市首相の下での「国論を二分する政策転換」に多くの国民がゴーサインを出したことになる。私達国保組合は、特に自民党が公約に掲げた2年限定の飲食料品消費税ゼロの検討について、社会保障と税の一体改革を議論する超党派の「国民会議」での協議、その財源のあり方と社会保障制度への影響について目を凝らし続ける必要がある。

また、国民健康保険組合に対する財政支援の見直しについては、当初財務省は定率補助の廃止をスタートとして議論を始め、厚労省との度重なる議論の結果、〔令和9年4月施行予定〕



1. 一定の水準に該当する国保組合（医・歯・薬国保組合等）への例外的な補助率（12%、10%）適用
2. 健康保険適用除外に係る手続きの見直し

手続きに一定時間を要するため、年金事務所の適用除外承認を待たずに資格確認書等を交付する。

3. 平均所得基準（11区分）の見直し

課税標準額の被保険者の限度額を1,200万円から2,200万円に引き上げるとともに、平均所得の基準を「150万円未満から240万円以上」の11区分から「180万円未満から270万円以上」の11区分に変更。

現行		見直し（案）	
1人当たり課税標準額	補助率	1人当たり課税標準額	補助率
150万円未満	32.0%	180万円未満	32.0%
150万円以上 160万円未満	30.0%	180万円以上 190万円未満	30.0%
160万円以上 170万円未満	28.0%	190万円以上 200万円未満	28.0%
170万円以上 180万円未満	26.0%	200万円以上 210万円未満	26.0%
180万円以上 190万円未満	24.0%	210万円以上 220万円未満	24.0%
190万円以上 200万円未満	22.0%	220万円以上 230万円未満	22.0%
200万円以上 210万円未満	20.0%	230万円以上 240万円未満	20.0%
210万円以上 220万円未満	18.0%	240万円以上 250万円未満	18.0%
220万円以上 230万円未満	16.0%	250万円以上 260万円未満	16.0%
230万円以上 240万円未満	14.0%	260万円以上 270万円未満	14.0%
240万円以上	13.0%	270万円以上	13.0%
平均所得算出に用いる被保険者の 所得上限 1,200万円		平均所得算出に用いる被保険者の 所得上限 2,200万円	

先般行われた令和7年度課税標準額調査の結果から、当組合は令和9年度より14%補助の組合と推測され、さらに厳しい組合運営が強いられる。

本年度は引き続き、このような厳しい歯科医師国民健康保険組合の現状の理解と、その必要性を厚労省、財務省に働きかけていく。

以上の様な背景ではあるが、令和8年度は当組合にとって、大きな前進の一步となる年度との認識でいる。

かねてより、協議を重ねてきた和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併が正式に成立し、令和8年4月1日より当組合は「21支部体制」として、新たな仲間が加わりスタートを切る。これにより、より強靱な組織基盤の確立がはかられる。

また令和8年度には、当組合が創立50周年を迎え、さらには組合会が100回目の節目を迎える。そこで、令和9年3月13日（土）帝国ホテルにて第100回通常組合会、引き続いて創立50周年記念式典を挙げる予定である。

国の施策への対応としては、「子ども・子育て支援金制度」が本年4月より開始され支援納付金の徴収が始まる。

さらに3億円を超える医薬品の保険収載もはかられる中、高額療養費制度の見直しも行われる。

政府は、高額療養費制度の患者負担を少なくとも2年ごとに検証する規定を創設し、高齢化や治療の高度化で膨らむ医療費の総額抑制を目指すとしているが、自己負担額が定期的に引き上げられる可能性があることを危惧する。

このように歯科医師国民健康保険組合にとっては厳しい環境が続いているが、当組合は和歌山県歯科医師国民健康保険組合を新たに仲間を迎え入れ基礎体力の強化をはかり、現状に即した保険料徴収、手厚い保健事業など魅力ある安定した組合運営をはかることで、歯科医師国民健康保険組合のリーダーシップ機能を十分に発揮し、100周年に向けての第一歩を踏み出す。

組合員の方々のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

■和歌山県歯科医師国民健康保険組合 西島典幸副理事長挨拶

令和8年4月1日から本組合に合併する和歌山県歯科医師国民健康保険組合 西島典幸副理事長から謝意が述べられた。

本日はこのような貴重な組合会に、オブザーバーとして出席させていただき、誠にありがとうございます。昨年より三塚理事長をはじめとする貴組合の皆様には、和歌山県歯科医師国保が全国歯科医師国保組合と合併できるよう多大なるご尽力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

いよいよ来月4月より、和歌山県歯科医師国保は貴組合の『支部』として新たな歩みを進めることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。



第1号議案 議長・副議長の承認を求める件

岡坂議長のもと、日程を一部変更して、第1号議案 議長・副議長の承認を求める件が上程された。小山専務理事により議長・副議長の選出方法について説明があり、協議による選出となった。続いてA、B、C地区の組合会議員から推薦された6名からなる地区代表議員会で協議、選出し、組合会の承認を得て決定する旨の説明があった。

地区代表議員には、山梨県支部・安富和宏議員、青森県支部・近藤磨史議員、岐阜県支部・長瀬好和議員、富山県支部・山本尚靖議員、山口県支部・角真人議員、沖縄県支部・玉城吉康議員が選出された。

地区代表議員会後、再開された組合会にて、近藤磨史委員長より協議結果が報告された。



近藤委員長



角田副議長

巻藤議長

■議長・副議長挨拶（要旨）

巻藤佐智子 議長（岩手県支部）

本日の議長を務めさせていただきます、岩手県支部の巻藤と申します。議事の進行にあたりましては、円滑な運営に努めてまいりますので、皆様のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

角田和芳 副議長（滋賀県支部）

副議長に就任いたしました、角田でございます。副議長という大任を拝しまして、責任を思っております。議長を支え、円滑な議会運営を、ご協力させていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

第2号議案 令和8年度保険料賦課額（案）の件

三森常務理事による令和8年度保険料賦課額（案）の算定方法の詳しい説明の後、挙手多数により可決承認された。

令和7年度から始まった保険料徴収基準を使用し、基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額・令和8年度から徴収が始まる子ども・子育て支援納付金賦課額については、年度ごとに必要額を算出しそれぞれ均等割75%、所得割25%とし保険料賦課額を算定。（保険料賦課額の詳細については、23ページにお知らせしています。）

1. 基礎賦課額「所得割（案）」・「均等割（案）」について
2. 後期高齢者支援金等賦課額「所得割（案）」・「均等割（案）」について
3. 介護納付金賦課額「所得割（案）」・「均等割（案）」について
4. 子ども・子育て支援納付金賦課額「所得割（案）」・「均等割（案）」について
5. 後期高齢者の1種組合員賦課額（案）について



第 3 号議案 組合規約の一部改正（案）の件

小山専務理事により以下の組合規約の一部改正（案）の説明が行われ、挙手多数により可決承認された。

・組合規約第 18 条（保険料の賦課額）



全国歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正（案）新旧条文比較対照表

（下線部が改正部分）

改 正（案）	現 行	改 正（案）	現 行
第5章 保険料 （保険料の賦課額） 第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。 一 1種組合員については、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ、ハ及びビに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額。 （1） 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の5.5を乗じた額を月額とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、1億円を上限とし300万円を下限とする。 （2） 均等割賦課額 月額11,800円（年額141,600円） ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） （1） 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の2.1を乗じた額を月額とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、1億円を上限とし300万円を下限とする。 （2） 均等割賦課額 月額4,700円（年額56,400円） ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） （1） 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の1.4を乗じた額を月額とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、1億円を上限とし300万円を下限とする。 （2） 均等割賦課額 月額4,500円（年額54,000円）	第5章 保険料 （保険料の賦課額） 第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。 一 1種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びビに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額。 （1） 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の4.8を乗じた額を月額とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、1億円を上限とし300万円を下限とする。 （2） 均等割賦課額 月額11,000円（年額132,000円） ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） （1） 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の1.9を乗じた額を月額とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、1億円を上限とし300万円を下限とする。 （2） 均等割賦課額 月額4,300円（年額51,600円） ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） （1） 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の1.2を乗じた額を月額とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、1億円を上限とし300万円を下限とする。 （2） 均等割賦課額 月額4,200円（年額50,400円）	三 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるために算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。） <u>（1） 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の0.2を乗じた額を月額とした額。</u> <u>ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、1億円を上限とし300万円を下限とする。</u> <u>（2） 均等割賦課額 月額440円（年額5,280円）</u> 二 2種組合員については、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ、ハ及びビに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額17,800円（年額213,600円） ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額7,000円（年額84,000円） ハ 介護納付金賦課額 月額6,800円（年額81,600円） ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 月額660円（年額7,920円） 三 3種組合員については、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とし、ニは18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である3種組合員に賦課する。 ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ、ハ及びビに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額11,800円（年額141,600円） ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額4,700円（年額56,400円） ハ 介護納付金賦課額 月額4,500円（年額54,000円） ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 月額440円（年額5,280円） 四 後期高齢者の1種組合員については、後期高齢者の1種組合員の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者の1種組合員賦課額として月額5,000円（年額60,000円）とする。 五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ、ロ及びニに掲げる額の合算額とし、ニは18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者に賦課する。 ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ、ハ及びビに掲げる額の合算額とする。	二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額16,400円（年額196,800円） ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額6,400円（年額76,800円） ハ 介護納付金賦課額 月額6,300円（年額75,600円） 三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額11,000円（年額132,000円） ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額4,300円（年額51,600円） ハ 介護納付金賦課額 月額4,200円（年額50,400円） 四 後期高齢者の1種組合員については、後期高齢者の1種組合員の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者の1種組合員賦課額として月額5,000円（年額60,000円）とする。 五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

改 正（案）	現 行
イ 基礎賦課額 月額3,300円（年額39,600円） ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,300円（年額39,600円） ハ 介護納付金賦課額 月額3,200円（年額38,400円） ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 月額310円（年額3,720円） 2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。 （賦課期日）～（保険料の減免） 略 附 則 （施行期日） 1. この規約は、令和8年4月1日から施行する。 <u>（第18条第一号、第二号、第三号、第五号のイ、ロ、ハの賦課額の改定及び、ニの趣旨）</u> <u>（第18条第一号、第二号、第三号、第五号の「イ及びロ」を「イ、ロ及びニ」、</u> <u>「イ、ロ及びハ」を「イ、ロ、ハ及びビ」に改定。）</u> <u>（第18条第三号の条文追加「ニは18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である3種組合員に賦課する。」）</u> <u>（第18条第五号の条文追加「ニは18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後である被保険者に賦課する。」）</u> （経過措置） 2. この規約による改正後の第18条の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	イ 基礎賦課額 月額7,700円（年額92,400円） ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,000円（年額36,000円） ハ 介護納付金賦課額 月額2,900円（年額34,800円） 2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。 （賦課期日）～（保険料の減免） 略

- ・組合規約第28条（組合会議員の定数）
- ・組合規約第39条（役員の定数）
- ・組合規約第4条（地区）関係 別表1、別表2

全国歯科医師国民健康保険組合規約の一部改正（案）新旧条文比較対照表

（下線部が改正部分）

改 正（案）	現 行
第1条～第27条（略）	第1条～第27条（略）
第6章 組合会	第6章 組合会
（組合会議員の定数） 第28条 組合会議員の定数は <u>42人</u> とする。	（組合会議員の定数） 第28条 組合会議員の定数は <u>40人</u> とする。
第29条～第38条（略）	第29条～第38条（略）
第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員	第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員
（役員の定数） 第39条 理事の定数は、 <u>24名</u> 以内とする。 2. 監事の定数は、2名とする。 3. 監事のうち1名を常務監事とする。	（役員の定数） 第39条 理事の定数は、 <u>23名</u> 以内とする。 2. 監事の定数は、2名とする。 3. 監事のうち1名を常務監事とする。
第40条～第73条（略）	第40条～第73条（略）
別表1（規約第4条関係）	別表1（規約第4条関係）
栃木県 山梨県 青森県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 岡山県 山口県 島根県 鳥取県 香川県 徳島県 高知県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県 和歌山県	栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県

改 正（案）	現 行
別 表 2（規約第4条関係）	別 表 2（規約第4条関係）
北海道 虻田郡倶知安町	北海道 虻田郡倶知安町
宮城県 気仙沼市、登米市、栗原市、仙台市	宮城県 気仙沼市、登米市、栗原市、仙台市
秋田県 大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町	秋田県 大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町
山形県 鶴岡市、小国町	山形県 鶴岡市、小国町
福島県 郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県 郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県 古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町、ひたちなか市	茨城県 古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町、ひたちなか市
群馬県 桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市	群馬県 桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市
埼玉県 さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市、白岡市	埼玉県 さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市、白岡市
東京都 八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、千代田区、杉並区、足立区、台東区、豊島区、北区、品川区、新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市、江東区	東京都 八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、千代田区、杉並区、足立区、台東区、豊島区、北区、品川区、新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市、江東区
神奈川県 相模原市、横浜市	神奈川県 相模原市、横浜市
静岡県 御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県 御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県 名古屋市の一部、瀬戸市、春日井市、大山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市の一部、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町、東海市	愛知県 名古屋市の一部、瀬戸市、春日井市、大山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市の一部、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町、東海市
三重県 <u>区域内の市町</u>	三重県 <u>津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町</u>
大阪府 <u>区域内の市町村</u>	大阪府 <u>大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町、富田林市、泉佐野市、貝塚市、和泉市</u>
兵庫県 神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市	兵庫県 神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市
奈良県 <u>区域内の市町村</u>	奈良県 <u>奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市、大和郡山市</u>
広島県 広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市	広島県 広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市
愛媛県 四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市	愛媛県 四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市
福岡県 北九州市、行橋市、水巻町、福岡市	福岡県 北九州市、行橋市、水巻町、福岡市
附 則	
1. この規約は、令和8年4月1日から施行する。	
（第28条の「定数は40人」を和歌山県歯科医師国民健康保険組合併により「定数は42人」に改正）	
（第39条の「定数は23人」を和歌山県歯科医師国民健康保険組合併により「定数は24人」に改正）	
（別表1 和歌山県歯科医師国民健康保険組合の合併により、和歌山県を追加）	
（別表2 和歌山県歯科医師国民健康保険組合の合併により、三重県、大阪府、奈良県を区域内の市町村に改正）	

・組合規約第18条（保険料の賦課額）関係 別表3-1、3-2、3-3、3-4

別表3-1 保険料額及び保険料限度額（基礎賦課額）

(単位：円)

基礎賦課額											
年度	月 額						保 險 料 率	年 額		後 賦 期 高 額 者	
	均等割賦課額							所得割保険料			
	組 合 員			家 族				年 度 額 上 限 額	年 度 額 下 限 額		
	1種	2種	3種	1種	2種	3種					
53	3,000	10,000	3,500	2,000	2,500	2,500	6／1000 法人定額	240,000 40,000,000	24,000 4,000,000		
54	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
55		12,000	4,000	↓	3,500	3,500		↓	↓		
56		↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
57		↓	↓	2,300	↓	↓		264,000 44,000,000	↓		
58		↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
59		↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
60	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	12,000 2,000,000		
61	3,300	12,300	4,300	2,600	3,800	3,800		↓	↓		
62	↓	↓	4,600	↓	↓	↓		↓	↓		
63	3,600	12,600	4,900	2,900	4,000	4,000		↓	↓		
H1	↓	↓	5,200	↓	↓	↓		↓	↓		
2	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
3		14,000	5,500		4,300	4,300		↓	↓		
4	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
5	4,100		↓	3,400	4,800	4,800		300,000 50,000,000	↓		
6	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
7	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
8	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
9	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
10	5,100	14,500	7,000	3,900	↓	↓		360,000 60,000,000	↓		
11	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
12	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
14	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
15	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
16	7,000	15,500	8,000	5,000	5,000	5,000	6.5/1000 法人含む	390,000 60,000,000	19,500 3,000,000		
17	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
18	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
19	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓		
20	4,700	13,200	5,700	2,700	2,700	2,700		↓	↓	6,000	
21	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	5,000	
22	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
23	7,000	15,500	8,000	5,000	5,000	5,000		↓	↓	↓	
24	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
25	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
26	7,800	16,000	8,500	5,800	5,500	5,500		↓	↓	↓	
27	8,600	16,500	9,000	6,600	6,000	6,000		↓	↓	↓	
28	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
29	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
30	↓	↓	↓	↓	↓	↓	法人上限	↓	↓	↓	
R1	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
R2	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
R3	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
R4	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
R5	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
R6	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓	
R7	11,000	16,400	11,000	7,700	7,700	7,700	4.8／1000	480,000 100,000,000	14,400 3,000,000	↓	
R8	11,800	17,800	11,800	8,300	8,300	8,300	5.5／1000	550,000 100,000,000	16,500 3,000,000	↓	

別表3-2 保険料額及び保険料限度額（後期高齢者支援金等賦課額）

（単位：円）

後期高齢者支援金等賦課額									
年度	月 額						保 険 料 率	年 額	
	均等割賦課額							所得割保険料	
	組 合 員			家 族				年 度 額	年 度 額
	1種	2種	3種	1種	2種	3種		上 限 額	下 限 額
H20			2,300						
21			↓						
22			2,400						
23			2,700						
24			3,000						
25			3,200						
26			↓						
27			3,300						
28			↓						
29			3,400						
30			↓						
R1			↓						
2			↓						
3			↓						
4			↓						
5			4,300						
6			↓						
7	組 合 員			家 族			組 合 員		
	1種	2種	3種	1種	2種	3種	1種		
	4,300	6,400	4,300	3,000	3,000	3,000	1.9／1000	190,000 100,000,000	5,700 3,000,000
8	4,700	7,000	4,700	3,300	3,300	3,300	2.1／1000	210,000 100,000,000	6,300 3,000,000

別表3-3 保険料額及び保険料限度額（介護納付金賦課額）

（単位：円）

介護納付金賦課額												
年度	月 額						保 険 料 率	年 額				
	均等割賦課額							所得割保険料				
	組 合 員			家 族				年 度 額 上 限 額	年 度 額 下 限 額			
	1種	2種	3種	1種	2種	3種						
H12	1,700											
13	1,900											
14	↓											
15	2,200											
16	2,500											
17	2,800											
18	↓											
19	↓											
20	2,700											
21	↓											
22	2,800											
23	3,200											
24	3,400											
25	3,500											
26	3,700											
27	↓											
28	↓											
29	3,900											
30	↓											
R1	↓											
2	↓											
3	↓											
4	↓											
5	4,700											
6	↓											
7	組 合 員			家 族						組 合 員		
	1種	2種	3種	1種	2種	3種				1種		
	4,200	6,300	4,200	2,900	2,900	2,900				1.2／1000	120,000 100,000,000	3,600 3,000,000
8	4,500	6,800	4,500	3,200	3,200	3,200				1.4／1000	140,000 100,000,000	4,200 3,000,000

別表3-4 保険料額及び保険料限度額（子ども・子育て支援金納付金賦課額）
(単位：円)

子ども・子育て支援納付金賦課額									
年度	月 額						保 険 料 率	年 額	
	均等割賦課額							所得割保険料	
	組 合 員			家 族				年 度 額	年 度 額
	1種	2種	3種	1種	2種	3種		上 限 額	下 限 額
R8	440	660	440	310	310	310	0.2／1000	20,000 100,000,000	600 3,000,000

第4号議案 令和8年度事業計画(案)の件

小山専務理事より令和8年度事業計画（案）について説明があり、承認された。

I 令和8年度の主な事業計画について

- ① 保険料賦課額の改定
令和8年4月より子ども・子育て支援金制度の創設により支援納付金賦課額を徴収
- ② 和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併（令和8年4月1日）
- ③ 創立50周年記念事業を実施
- ④ 高額療養費制度の見直し（通常国会で審議予定）
高額療養費制度の自己負担限度額（月額）を令和8年8月、令和9年8月の二段階で上限額の引き上げと所得区分の細分化を実施予定

II 実施事業

※令和8年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養費の支給、保健事業の詳細につきましては、申請方法と合わせて後述しています。

- 1. 未就学児に係る子育て世帯に対する経済的負担の軽減措置
11月30日時点で未就学児のいる世帯に対し、未就学児一人あたり年12,000円の保険料を還付する。
- 2. 産前産後期間相当分の保険料軽減措置
組合員世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、その被保険者の出産の予定日（出産日）の属する月（以下出産予定月）の前月（多胎妊娠の場合は三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割賦課額、均等割賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額、子ども・子育て支援納付金賦課額について軽減する。
- 3. レセプト点検の実施
連合会で行うレセプト点検に加え、組合独自で高額医療レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

4. 広報活動

- (1) 全国歯科医師国保組合報の発行（年2回）
- (2) ホームページの活用
- (3) 2・3種組合員を対象とした広報誌を発行（年2回）

5. 令和8年4月1日より和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併

6. 創立50周年記念事業を実施

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施され、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

また、基幹システムについては、計画的な機器の更改等により安定した保守対応と業務継続に必要なインフラ整備を行い、国及び当組合の制度改正等に伴う開発・改修について敏速かつ正確に対応する。

Ⅳ 事務研修会の開催

支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために事務研修会及びICTを利用したWEBによる事務局連絡会を開催する。

Ⅴ コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画に基づき、研修会を開催する。

各支部の健康づくり計画の共有化を図るために、健康づくり推進部会を開催する。

Ⅵ 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

Ⅶ 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第5号議案 令和8年度歳入歳出予算(案)の件

三森常務理事より、令和8年度予算(案)について説明があり、挙手多数により可決承認された。本予算案は、組織合併や新制度導入、創立50周年記念事業を反映し、総額 255億7,306万1,000円（前年度比約22億4,500万円増）の規模で編成されたと、説明。

1. 歳入の構造

- ・保険料収入（約174億円）：全体の約68%を占める最大の財源。
- ・国庫支出金（約27億円）：補助率の低下により前年度比約3.4億円の減。全体の約10%に留まる。
- ・繰越金（約49億円）：前年度比9億円増。
- ・組織合併に伴う処理：和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併による法定積立金等の移動を「繰入金」として計上（確定後、補正予算にて対応予定）。

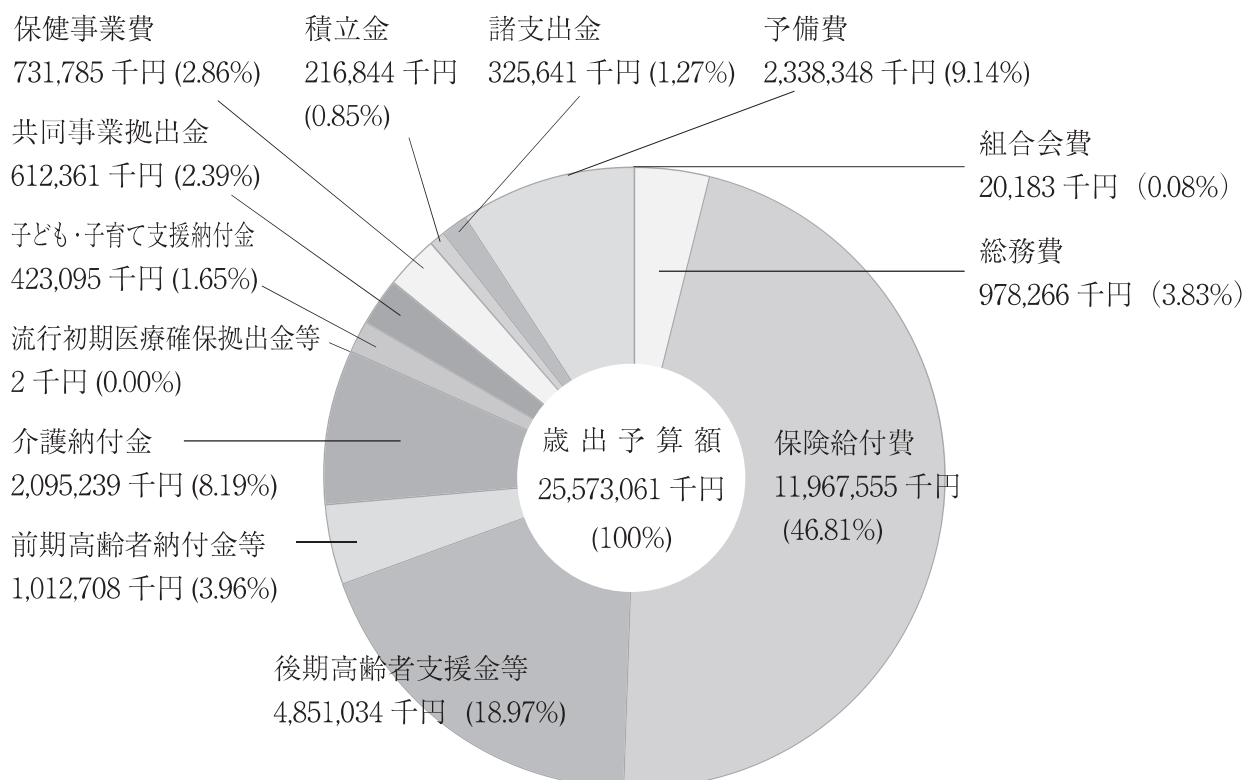
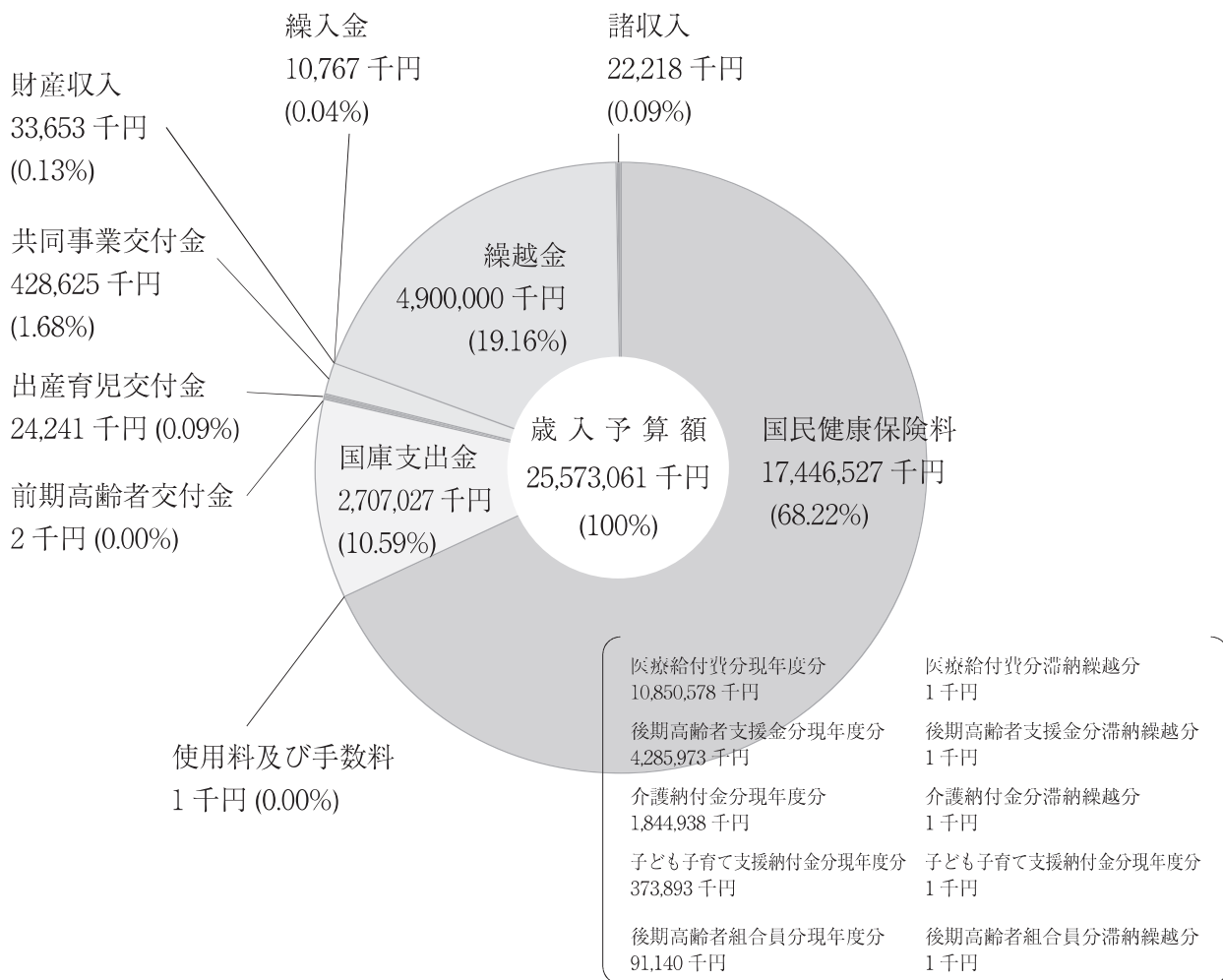
2. 歳出の主な内訳

- ・保険給付費（約120億円）：歳出の46%を占める。
 - 療養諸費：前年比3%増。
 - 高額療養費：医療費の高額化を背景に前年比6%増（約9.7億円）を見込む。
- ・支援金・納付金（約84億円）：歳出の33%を占める。
 - 後期高齢者支援金、介護納付金に加え、新たに「子ども・子育て支援金」が款として設置。
- ・総務費：前年度のシステム改修完了に伴い、約9,200万円減少。
- ・創立50周年記念事業費：式典開催に伴う旅費・需用費等として計1,780万円を計上。

3. 財政の健全化と備え

- ・積立金：法定積立金を含め、計2億1,684万円を積み立て。
- ・償還金：過去の平均に基づき3億円を予算化。
- ・予備費：不測の事態に備え、約24億円を確保。

令和 8 年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合



令和 8 年度 歳入歳出予算書総括表

歳 入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	17,446,527	15,882,666	1,563,861
2. 使用料及び手数料	1	1	0
3. 国 庫 支 出 金	2,707,027	3,044,124	-337,097
4. 前期高齢者交付金	2	2	0
5. 出産育児交付金	24,241	13,249	10,992
6. 共同事業交付金	428,625	325,608	103,017
7. 財 産 収 入	33,653	20,381	13,272
8. 繰 入 金	10,767	33,725	-22,958
9. 繰 越 金	4,900,000	4,000,000	900,000
10. 諸 収 入	22,218	8,079	14,139
歳 入 合 計	25,573,061	23,327,835	2,245,226

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 組 合 会 費	20,183	21,250	-1,067
2. 総 務 費	978,266	1,070,017	-91,751
3. 保 険 給 付 費	11,967,555	11,396,988	570,567
4. 後期高齢者支援金等	4,851,034	4,470,830	380,204
5. 前期高齢者納付金等	1,012,708	1,188,578	-175,870
6. 介 護 納 付 金	2,095,239	1,920,927	174,312
7. 流行初期医療確保拠出金等	2	2	0
8. 子ども・子育て支援納付金	423,095	0	423,095
9. 共同事業拠出金	612,361	465,470	146,891
10. 保 健 事 業 費	731,785	656,368	75,417
11. 積 立 金	216,844	216,823	21
12. 諸 支 出 金	325,641	25,201	300,440
13. 予 備 費	2,338,348	1,895,381	442,967
歳 出 合 計	25,573,061	23,327,835	2,245,226

第6号議案 和歌山県歯科医師国民健康保険組合の権利義務を承継する件

小山専務理事より、和歌山県歯科医師国民健康保険組合の権利義務を承継する件について説明があり、挙手多数により可決承認された。

1. 承継の法的根拠
- ・国民健康保険法第33条第2項の規定に基づき、合併に伴う権利義務の包括的な承継を行う。
2. 承継の範囲
- ・基準日： 令和8年3月31日時点の状態をもって承継する。
- ・対象内容：
- 和歌山県歯科医師国民健康保険組合が保有する一切の資産および負債（権利義務）。
- 国民健康保険組合に関して、行政庁の許可やその他の承認に基づいて有する公法上の権利および義務。

当日質問

質疑応答の要旨

1. 医療費通知の回数と事務負担について（西岡宏樹議員／岡山県支部）

質問：現在年6回実施している医療費通知について、経費削減や事務負担軽減の観点から、回数を減らす（年1～3回など）検討はされているか。

回答（小山専務理事）：

- 当該事業は国の補助金により賄われており、組合に新たな費用負担は生じていない。
- 通知の発行は国保連合会（栃木県）の仕組みに連動しているため、連合会側の運用が変更されれば、組合としても回数の変更を検討したい。

2. 歯科健診データの活用と費用対効果について（西岡宏樹議員／岡山県支部）

質問：以前「ビッグデータを分析・活用する」との説明があったが、現在の進捗と費用対効果はどのようなになっているか。

回答（三塚理事長）：

- 外部（株式会社 日立製作所）によるデータ分析が完了した段階である。
- 専門家をアドバイザーとして迎え、連携しながら分析を進めている。興味深いデータも得られており、令和8年度中には具体的な形にして報告できるよう準備を進める。

3. 保健事業のあり方と歳出削減（西岡宏樹議員／岡山県支部）

意見：国庫補助の削減や保険料引き上げという厳しい運営状況を鑑み、保健事業においても「歳出削減に取り組む姿勢」や「時代に即したメリハリのある事業」を展開してほしい。

回答（三塚理事長）：

- 歯科健診等の事業を通じて、組合員の健康増進を図ることが重要であると考えている。
- 従来の事業を漫然と継続するのではなく、時代の変化に合わせた保健事業のあり方について、本部で検討を重ねていきたい。



報告事項

[全国歯関係] 小山専務理事より報告
●規則・規程・要綱の一部改正及び新規制定について（令和7年8月～令和8年2月までの理事会承認分）
(1) 規約施行規則の一部改正について

全国歯科医師国民健康保険組合 規約施行規則 新旧条文比較対照表

（下線部が改正部分）

改 正	現 行
第3章 保険料	第3章 保険料
(所得割賦課額) 第4条 規約第18条第2項の規定に基づき、保険料賦課額について必要な事項を定める。 2. 所得割賦課額は、医療機関ごとに賦課し、前年の医業収入が把握できない場合は、上限額とする。 3. 前年の医業収入が把握できない者が、前年の医業収入額が1億円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 4. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書(様式1号)」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。 5. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の7月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。 6. 1種組合員又は後期高齢者の1種組合員の開設する同一医療機関において、当該組合員の配偶者・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者は所得割賦課額を免除する。 7. 1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除する。	(所得割賦課額) 第4条 規約第18条第2項の規定に基づき、保険料賦課額について必要な事項を定める。 2. 所得割賦課額は、医療機関ごとに賦課し、前年の医業収入が把握できない場合は、上限額とする。 3. 前年の医業収入が把握できない者が、前年の医業収入額が1億円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 4. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書(様式1号)」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。 5. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の7月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。 6. 1種組合員又は後期高齢者の1種組合員の開設する同一医療機関において、当該組合員の配偶者・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者は所得割賦課額を免除する。 7. 1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除する。
(非保険診療者の所得割賦課額) 第4条の2 保険診療を行なわない者(地方厚生局に届けている診療科目に矯正を標榜しているものを含む)(以下「非保険診療者」という。)の所得割賦課額は次のとおりとする。 非保険診療者(矯正標榜者を含む) イ 基礎賦課額 月額4月46,200円、5月以降45,800円(年額550,000円) ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額17,500円(年額210,000円) ハ 介護納付金賦課額 月額4月12,400円、5月以降11,600円(年額140,000円) ニ 子ども・子育て支援納付金賦課額 月額4月2,400円、5月以降1,600円(年額20,000円) 2. 前項の規定に定める者が、所得割賦課額において前年の医業収入額が1億円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 3. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書(様式1号)」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。 4. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の7月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。	(非保険診療者の所得割賦課額) 第4条の2 保険診療を行なわない者(地方厚生局に届けている診療科目に矯正を標榜しているものを含む)(以下「非保険診療者」という。)の所得割賦課額は次のとおりとする。 非保険診療者(矯正標榜者を含む) イ 基礎賦課額 月額40,000円(年額480,000円) ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額4月16,200円、5月以降15,800円(年額190,000円) ハ 介護納付金賦課額 月額10,000円(年額120,000円) 2. 前項の規定に定める者が、所得割賦課額において前年の医業収入額が1億円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 3. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書(様式1号)」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。 4. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の7月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。
(後期高齢者の1種組合員の所得割賦課額) 第4条の3 後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する医療機関においては、後期高齢者の1種組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。ただし、当組合に加入する被保険者がいない場合は所得割賦課額を免除する。 2. 前項の規定に定める後期高齢者の1種組合員は毎月組合に所得割を納付しなければならない。 所得割賦課額は、組合格約第18条第一号イの(1)とロの(1)とニの(1)に準ずる。	(後期高齢者の1種組合員の所得割賦課額) 第4条の3 後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する医療機関においては、後期高齢者の1種組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。ただし、当組合に加入する被保険者がいない場合は所得割賦課額を免除する。 2. 前項の規定に定める後期高齢者の1種組合員は毎月組合に所得割を納付しなければならない。 所得割賦課額は、組合格約第18条第一号イの(1)とロの(1)に準ずる。
附 則 1. この規則は、令和8年4月1日から施行する。 (第4条の2第1項のイ、ロ、ハの賦課額の改定及び、ニの追加) (第4条の3第2項の条文に「ニの(1)」の追加) (和歌山県歯科医師国民健康保険組合の合併に伴う給付の特例) 2. 令和8年4月1日(以下「合併日」という。)において、和歌山県歯科医師国民健康保険組合の解散に伴い、引き続き当組合の被保険者の資格を取得した者に係る給付の算定については、次に定めるところによる。 一 第15条の3に規定する出産手当金の支給条件(被保険者期間)の算定は、和歌山県歯科医師国民健康保険組合における被保険者期間を当組合における被保険者期間とみなして通算する。 二 高額療養費の支給に関する制度の適用については、合併日前の和歌山県歯科医師国民健康保険組合において受けた支給実績を、当組合において受けたものとみなして通算する。	

(2) 選挙規則の一部改正について

全国歯科医師国民健康保険組合 選挙規則 新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正				現 行			
第1条～第15条 (略)				第1条～第15条 (略)			
(別表1)				(別表1)			
選挙区 (支部名)	議員数 (1種組合員)	選挙区 (支部名)	議員数 (1種組合員)	選挙区 (支部名)	議員数 (1種組合員)	選挙区 (支部名)	議員数 (1種組合員)
栃木県	2	香川県	2	栃木県	2	鳥取県	2
山梨県	2	徳島県	2	山梨県	2	香川県	2
青森県	2	高知県	2	青森県	2	徳島県	2
岐阜県	2	新潟県	2	岐阜県	2	高知県	2
富山県	2	岩手県	2	富山県	2	新潟県	2
滋賀県	2	石川県	2	滋賀県	2	岩手県	2
京都府	2	長野県	2	京都府	2	石川県	2
岡山県	2	福井県	2	岡山県	2	長野県	2
山口県	2	沖縄県	2	山口県	2	福井県	2
島根県	2	和歌山県	2	島根県	2	沖縄県	2
鳥取県	2						

全国歯科医師国民健康保険組合 選挙規則 新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正				現 行			
第1条～第15条 (略)				第1条～第15条 (略)			
(別表2)				(別表2)			
地区	支部名	地区代表議員数	代表理事数又は 新任理事数	地区	支部名	地区代表議員数	代表理事数又は 新任理事数
A	栃木県・山梨県・青森県 新潟県・岩手県・長野県	2	2	A	栃木県・山梨県・青森県 新潟県・岩手県・長野県	2	2
B	岐阜県・富山県・滋賀県 京都府・石川県・福井県 和歌山県	2	2	B	岐阜県・富山県・滋賀県 京都府・石川県・福井県	2	2
C	岡山県・山口県・島根県 鳥取県・香川県・徳島県 高知県・沖縄県	2	2	C	岡山県・山口県・島根県 鳥取県・香川県・徳島県 高知県・沖縄県	2	2
附 則 1. この規則は、令和8年4月1日より施行する。 (別表1及び2に和歌山県支部を追加、支部番号順に整理)							

(3) 議長及び副議長の文書作成費支給規程（新規制定）について

議長及び副議長の文書作成費支給規程
(目的) 第1条 この規程は、全国歯科医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）の組合会 議長及び副議長の文書作成費の支給に関する事項を定めるものである。
(組合会議長及び副議長の定義) 第2条 この規程により文書作成費の支給を受ける組合会議長及び副議長は、規約第37 条に規定する組合会議長及び副議長をいう。
(文書作成費) 第3条 この規程に定める文書作成費とは、組合会議長及び副議長の組合会一開催にお ける文書作成費をいう。
(支給額) 第4条 組合会議長及び副議長の文書作成費は、一開催ごとに50,000円を支給する。
(規程の改廃) 第5条 この規程を変更し、または廃止しようとするときは理事会を経なければならない。
附 則 1. この規程は、令和7年12月1日から施行し、令和7年8月1日より適用する。 2. この規程の施行に伴い、平成25年4月1日に制定された全国歯科医師国民健康保険組合議 長及び副議長記念品規程は、令和7年12月1日をもって廃止する。

(4) 支部規則の一部改正について

全国歯科医師国民健康保険組合 支部規則 新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正			現 行		
第 1 条～第 11 条 (略)			第 1 条～第 11 条 (略)		
(別表)			(別表)		
支 部 名	所 在 地	区 域	支 部 名	所 在 地	区 域
栃木県支部	宇都宮市一の沢 2－2－5	栃木県	栃木県支部	宇都宮市一の沢 2－2－5	栃木県
山梨県支部	甲府市大手 1－4－1	山梨県	山梨県支部	甲府市大手 1－4－1	山梨県
青森県支部	青森市青柳 1－3－1 1	青森県	青森県支部	青森市青柳 1－3－1 1	青森県
岐阜県支部	岐阜市加納城南通 1－1 8	岐阜県	岐阜県支部	岐阜市加納城南通 1－1 8	岐阜県
富山県支部	富山市五福字五味原 2 7 4 1－2	富山県	富山県支部	富山市五福字五味原 2 7 4 1－2	富山県
滋賀県支部	大津市京町 4－3－2 8	滋賀県	滋賀県支部	大津市京町 4－3－2 8	滋賀県
京都府支部	京都市中京区西ノ京東梅尾町 1 番地	京都府	京都府支部	京都市中京区西ノ京東梅尾町 1 番地	京都府
岡山県支部	岡山市北区石関町 1－5	岡山県	岡山県支部	岡山市北区石関町 1－5	岡山県
山口県支部	山口市吉敷下東 1－4－1	山口県	山口県支部	山口市吉敷下東 1－4－1	山口県
島根県支部	松江市南田町 1 4 1－9	島根県	島根県支部	松江市南田町 1 4 1－9	島根県
鳥取県支部	鳥取市吉方温泉 3－7 5 1－5	鳥取県	鳥取県支部	鳥取市吉方温泉 3－7 5 1－5	鳥取県
香川県支部	高松市錦町 2－8－3 8	香川県	香川県支部	高松市錦町 2－8－3 8	香川県
徳島県支部	徳島市北田宮 1－8－6 5	徳島県	徳島県支部	徳島市北田宮 1－8－6 5	徳島県
高知県支部	高知市丸ノ内 1－7－4 5 総合あんしんセンター 2 階	高知県	高知県支部	高知市丸ノ内 1－7－4 5 総合あんしんセンター 2 階	高知県
新潟県支部	新潟市中央区堀之内南 3－8－1 3	新潟県	新潟県支部	新潟市中央区堀之内南 3－8－1 3	新潟県
岩手県支部	盛岡市盛岡駅西通 2－5－2 5	岩手県	岩手県支部	盛岡市盛岡駅西通 2－5－2 5	岩手県
石川県支部	金沢市神宮寺 3－2 0－5	石川県	石川県支部	金沢市神宮寺 3－2 0－5	石川県
長野県支部	長野市稲葉 2 1 4 1	長野県	長野県支部	長野市稲葉 2 1 4 1	長野県
福井県支部	福井市大願寺 3－4－1	福井県	福井県支部	福井市大願寺 3－4－1	福井県
沖縄県支部	島尻郡南風原町字新川 2 1 8 番地 1	沖縄県	沖縄県支部	島尻郡南風原町字新川 2 1 8 番地 1	沖縄県
和歌山県支部	和歌山市築港 1－4－7	和歌山県			
附 則					
1. この規則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。 (別表に和歌山県歯科医師国民健康保険組合合併による所在地の追加)					

(5) 特別支部運営費交付基準の一部改正について

(6) 職員給与規程の一部改正について

(7) 全国歯科医師国民健康保険組合職員退職手当規程の一部改正について

2. 第 9 7 回通常組合会の議決に係る認可について

◆組合規約の一部改正について第 4 条 (地区拡張) について認可された。

(仙台市、江東区、東海市)

◆積立金の処分について認可された。

3. 令和 7 年度 資格確認調査の結果について

4. 海外居住の為、所得証明が取得できない被保険者に対する、所得区分判定について
海外居住により国内の課税・非課税証明が取得できない被保険者のため、所得申告書を作成。

国民健康保険 高額療養費に係る所得区分の判定に関する申告書（海外居住者用）

申請日 年 月 日

組合員	記号	全歯	番号	
	住所	〒		
海外居住者 (申告者)	氏名	印		
	氏名			
	組合員との続柄			

上記申告者は、高額療養費の所得区分判定に際し、賦課期日（1月1日）時点で海外に居住しており、日本国内の市区町村において課税台帳が存在しないため、下記のとおり当時の状況および所得状況を申告します。なお、この申告に虚偽があった場合、または事後的に異なる事実が判明したことにより組合からの給付（高額療養費等）に過払いが生じた場合は、速やかに返還することを誓約します。

記

1. 海外居住の状況
判定対象となる年の1月1日時点において、以下の通り海外に居住しており、日本国内に住民登録がありませんでした。

居住国・都市	
--------	--

添付書類（いずれか1つにチェック（☑）を入れてください）

☐ 戸籍の附票の写し（海外転出と帰国の日付が両方載っているもの）

☐ 住民票の除票（出国日がわかるもの）と現在の住民票（帰国日がわかるもの）のセット

☐ パスポートの写し（顔写真ページ + 出国・帰国のスタンプがあるページ）

2. 前年（1月～12月）中の所得状況
日本国内における税法上の課税対象所得について、該当する項目にチェック（☑）を入れ、指定の証明書類を添付してください。

☐ 日本国内での収入（課税対象所得）はありませんでした。
（※海外での就労収入等があっても、日本国内で課税申告の義務がない場合はこちらになります）
→ 添付書類：なし（※所得なしとして取り扱います）

☐ 日本国内での収入があり、日本で確定申告を行いました。
（※日本国内の不動産所得、配当所得、個人事業所得などがある場合）
→ 添付書類：確定申告書の控え（写し）（※申告書の所得金額に基づき判定を行います）

☐ 日本国内での「給与収入」がありましたが、確定申告は行っていません。
（※年の一部のみ日本で勤務していた場合などで、確定申告をしていない場合）
→ 添付書類：源泉徴収票の写し（必須）
（※源泉徴収票がない場合は、給与明細書等の写しを添付してください）
（※提出された金額より当組合にて所得額を算出し、判定を行います）
添付書類がない場合は上位所得者として判定します

支部長	支部常務	係

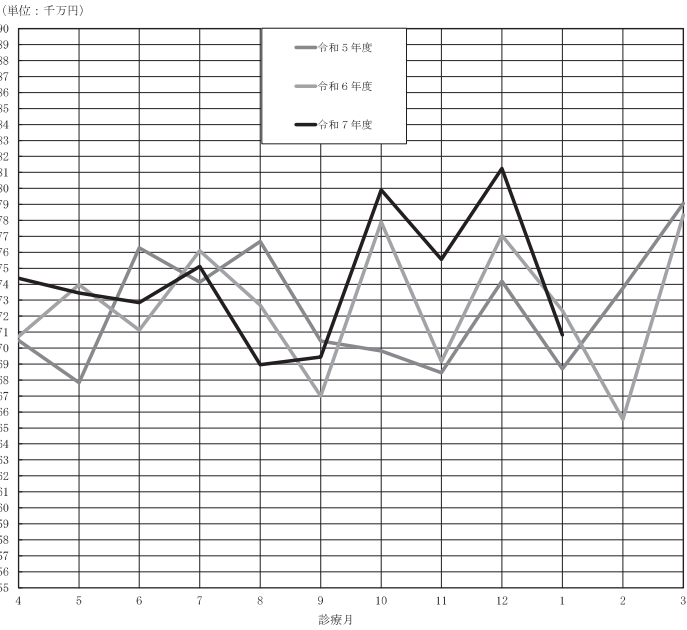
以上
支部受理
受付印

※ 組合が業務上知り得た個人情報、組合業務の目的以外に使用することはありません。

5. 令和7年度 療養給付費の状況について
療養給付費の状況（月別）

診療月	令和5年度	令和6年度	伸び率	令和7年度	伸び率
4月	704,901,893	707,224,544	0.33	743,713,131	5.16
5月	678,518,233	739,678,401	9.01	734,469,297	▲0.70
6月	762,684,616	711,227,567	▲6.75	728,540,737	2.43
7月	741,434,496	760,941,839	2.63	751,111,771	▲1.29
8月	766,719,507	726,877,518	▲5.20	689,476,083	▲5.15
9月	704,489,452	669,864,355	▲4.91	694,403,228	3.66
10月	698,230,660	779,055,706	11.58	799,096,516	2.57
11月	684,605,646	691,577,722	1.02	755,580,505	9.25
12月	741,953,981	770,572,020	3.86	812,395,106	5.43
1月	687,001,645	723,445,751	5.30	※705,263,650	▲2.10
2月	737,455,690	655,250,261	▲11.15		
3月	790,622,926	783,377,828	▲0.92		
合計	8,698,618,745	8,719,093,512	0.24	7,417,050,024	▲14.93
月間平均	724,884,895	726,591,126	0.24	741,705,002	2.08
同月平均	717,054,013	728,046,542	1.53	741,705,002	1.88

同月平均：4月～1月
※令和7年度1月分は確定額ではありません。



6. 2026年度（令和8年度）諸会議日程について

令和8年3月15日現在

年	月	日（曜）	会 議 名	時 間	場 所 ・ 開 催 方 法
2026 年 (令和 8 年)	4 月	17 日（金）	職員事務研修会 1 日目	14：00	アルカディア市ヶ谷
		～ 18 日（土）	2 日目	9：00	
	6 月	10 日（水）	第 1 回常務会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB 併用）
		17 日（水）	第 1 回監事会	13：00	東京事務所
		24 日（水）	第 1 回理事会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB 併用）
	7 月	22 日（水）	第 2 回常務会	13：00	WEB 会議（事前質問✕切 15 日）
		26 日（日）	第 1 回議長団打合せ 第 99 回通常組合会	12：00 13：00	トラストシティカンファレンス・丸の内
	10 月	7 日（水）	第 3 回常務会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB 併用）
		14 日（水）	コンプライアンス研修会 健康づくり推進部会	13：00 14：15	WEB 研修会（東京事務所）
		21 日（水）	第 2 回理事会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB 併用）
	11 月	11 日（水）	第 4 回常務会	13：00	WEB 会議
		25 日（水）	第 3 回理事会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB 併用）
2027 年 (令和 9 年)	2 月	3 日（水）	第 5 回常務会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB 併用）
		17 日（水）	第 2 回監事会	13：00	東京事務所
		24 日（水）	第 4 回理事会	13：00	TKP 東京駅カンファレンスセンター（WEB 併用）
	3 月	10 日（水）	第 6 回常務会	13：00	WEB 会議（事前質問✕切 3 日）
		13 日（土）	第 2 回議長団打合せ	11：00	帝国ホテル東京
			第 100 回通常組合会	12：00	
			職員事務研修会	14：30	
			創立 50 周年記念式典		

※上記の日程に変更が生じることがあります。

7. 令和8年度 （一社）全国国民健康保険組合協会の会費について

[その他]

1. マイナンバーを用いた所得調査と保険料試算の報告（三森常務理事）

■叙勲受章者 記念品贈呈

内田常務理事より、令和7年秋の叙勲で保健衛生功労により旭日小綬章を受章された阿部義和副理事長（岐阜県）、渡部隆夫理事（鳥取県）の紹介があり、三塚理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。



内田常務理事



阿部副理事長、三塚理事長、渡部理事

■叙勲受章者挨拶（要旨） 阿部義和 副理事長

これまでの支援に感謝するとともに、今回の叙勲は役員を退くための許可証ではなく、さらに働くための資格証明書であると受け止めています。250億円規模の予算を扱う本組合の重責を再認識し、任期まで精一杯務めます。

■叙勲受章者挨拶（要旨） 渡部隆夫 理事

思いがけず過分なお祝いをいただき、大変嬉しく思います。後期高齢者の仲間入りをしましたが、残りの任期1年ほどを精一杯頑張っていきたいと思います。



役員紹介



最も苦戦した救急車内



酸素吸入しながらの自宅療養

新型コロナウイルス感染症からの生還

新潟県支部 理事 松崎 正樹

令和5年8月コロナに感染し、大学卒業後、医局に10年、開業して24年、脊柱管狭窄症のオペ以外は診療を休んだことがないことが自慢であったが、熱が39度以上3日続いて8月15日に救急車（救急車内で自撮り写真1）にお世話になることになり、結局5つの病院に断られ、甥が近くで内科（専門は循環器）で開業しているため、甥に委ねることになり結局自宅で酸素吸入（何故か自宅療養写真2）しながら自宅療養となった。嚥下障害が強く、一週間固形物がとれず結局1W休診し、体重4.5kg減少し、17日にレントゲン撮影したところ肺が真っ白で血液検査では多臓器不全一步手前の結果であった。ちなみにCRP値が30.5で、血液検査結果を医師会副会長で老人病院の院長に見せたととろ、三途の川を見て来たでしよう！などと言われる結果であった。回復後も声が掠れてカラオケを上手く歌えなくなった等、後遺症に悩まされたが、友人からそれはコロナの後遺症でなく、ただ単に高齢の結果と一蹴された。

現在は相変わらず、お酒を楽しみながらコロナからの生還を謳歌している。



香川県支部 理事 豊嶋 健治

香川県歯科医師会の豊嶋健治です。2024年より全国歯科医師国保組合理事を拝命致しました。また、2009年より香川県歯科医師会会長を務めております。宜しくお願い致します。

日本一小さな県の香川ですが、瀬戸内海の多島美と、現代アートの祭典として海外にも名高い香川芸術文化祭、若手ピアニストの登竜門として開かれる国際ピアノコンクールなどで近年は県内外、海外からの観光客で賑わっています。昨年2月にはアリーナ香川が開館し、ユネスコが創設する世界の優れた建築を表彰する「バルサイユ賞」を受賞したこともあり、著名なアーティストやスポーツイベントが行われ、多くの観客で盛り上がりを見せています。地方都市とは思えない光景で、勿論、さぬきうどんも相変わらずの人気です。

先生方には、魅力溢れる香川県にぜひ一度足を延ばしてみたいでしょうか。日頃の診療や混沌とした社会、世界情勢もしばし忘れてリフレッシュしていただきたいものです。

今後ともよろしくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



福井県支部 理事 近藤 貢

福井県 近藤貢 です。

私が福井で歯科医院を開業致しました昭和59（1984）年においては未だ福井県歯科医師会は全国歯科医師国保に加盟しておらず、社会保険加入での開業でした。

その後、昭和60年4月福井県歯科医師会が第19番目の支部として加盟・発足するにあたり、私およびスタッフ一同全国歯科医師国保に加入致しました。

のちに福井県支部において支部運営委員を務め、令和5年8月からは全国歯科医師国保組合福井県支部理事、本部理事を務めさせていただいています。

国民健康保険組合への財政支援見直しを背景とした保険料の変更などがあり、それらに対する全国歯の取り組みの支部会員への周知、ご理解を図ることは基より、子育て支援への取り組みなど、新たな会員サービスについても丁寧な説明に努めたいと考えています。



沖縄県支部 理事 眞境名 勉

沖縄県支部の眞境名です。この苗字は沖縄県でも少なく県外で一発で読める人はおそらく少ないと思います。「まきょうな」「まざかいな」ですか？と言われる事がほとんどです。そんな時には「国境」は「くにを仕切る」という言葉の意味もあり マシキナ→マジキナと読みます と答えています。それはさておき歯科医師会の役員を降りてから6年ほどですが以前は公務絡みで夕食は外食(+お酒)が大半でしたが現在

ほぼ毎日自宅で食事ができお酒の量も減り以前よりも健康になったのではないかと自己満足しています。

歯科医師会の役職を離れてから仕事上の付き合いは減りましたが、コロナ以降途絶えていた小学校の幼馴染みとの同期会を二か月毎に行っていて、古稀を迎えた今も仲良し男女12名で思い出話しなどで楽しく交流しています。好きだったゴルフは50代に腰を痛めて以来止めてウォーキングで体重維持に努めています。嘗て長寿県だった沖縄県の現在の平均寿命は男性が全国43位女性は16位 肥満率は男女とも全国平均を上回る。また糖尿病死亡率も全国平均を上回ります。さらに「有所見率」は全国で2番目に高い結果になっています。

この様な事を踏まえて今後も組合員と意識を共有し全国歯組合員の疾病予防、健康保持増進に繋げて行きたいと思っています。

全国歯科医師国民健康保険組合 令和8年度4月からの保険料について

令和8年度より、子ども・子育て支援納付金の徴収が始まります。詳しくは24ページをご覧ください。

◆1種組合員及び後期高齢者の1種組合員のうち対象者に賦課される所得割賦課額

① 保険診療者

【基礎賦課額】前年の保険診療報酬（1月～12月）の合算額の1000分の5.5

○上限 月額 4月のみ：46,200円 5月～3月迄：45,800円（年額550,000円）

○下限 月額 4月のみ：2,200円 5月～3月迄：1,300円（年額16,500円）

【後期高齢者支援金等賦課額】前年の保険診療報酬（1月～12月）の合算額の1000分の2.1

○上限 月額 17,500円（年額210,000円）

○下限 月額 4月のみ：800円 5月～3月迄：500円（年額6,300円）

【介護納付金賦課額】前年の保険診療報酬（1月～12月）の合算額の1000分の1.4

（※40歳以上64歳以下が対象）

○上限 月額 4月のみ：12,400円 5月～3月迄：11,600円（年額140,000円）

○下限 月額 4月のみ：900円 5月～3月迄：300円（年額4,200円）

【子ども・子育て支援納付金賦課額】前年の保険診療報酬（1月～12月）の合算額の1000分の0.2

○上限 月額 4月のみ：2,400円 5月～3月迄：1,600円（年額20,000円）

○下限 月額 50円（年額600円）

② 非保険診療者（「保険診療未扱者」「矯正を標榜する者」）

【基礎賦課額】

月額 4月のみ：46,200円 5月～3月迄：45,800円（年額550,000円）

【後期高齢者支援金等賦課額】

月額 17,500円（年額210,000円）

【介護納付金賦課額】（※40歳以上64歳以下が対象）

月額 4月のみ：12,400円 5月～3月迄：11,600円（年額140,000円）

【子ども・子育て支援納付金賦課額】

上限 月額 4月のみ：2,400円 5月～3月迄：1,600円（年額20,000円）

《注》

◆診療報酬の把握できない方は、4月の保険料算定時は上限を賦課します。

◆1種組合員又は後期高齢者の1種組合員が開設する同一医療機関で、1種組合員のうち、2人目以降の方は所得割賦課額を免除します。

◆1種組合員で歯科医療機関等に勤務する方は、所得割賦課額を免除します。

◆後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する医療機関において、全国歯に加入する被保険者がいない場合は、所得割賦課額を免除します。

- ◎ ◆診療報酬が把握できない保険診療者及び非保険診療者の所得割賦課額が実態より高額になる場合は、前年分の確定申告書等、医業収入額がわかる書類を添えて保険料調定変更申請書を提出し変更することができます。
ただし、変更申請は当該年度の7月末迄とし、年1回とします。

詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

◆組合員・家族に賦課される均等割賦課額等

40～64歳の方 基礎賦課額＋後期高齢者支援金等賦課額＋介護納付金賦課額＋子ども・子育て支援納付金

上記以外の75歳未満の方 基礎賦課額＋後期高齢者支援金等賦課額＋子ども・子育て支援納付金
子ども・子育て支援納付金

(子ども・子育て支援納付金：18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生世代については、全額軽減されます。)

後期高齢者の1種組合員（75歳以上の方）

後期高齢者賦課額

1 種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳 以外の方	40～64歳	40～64歳 以外の方	40～64歳
均等割	11,800	11,800	8,300	8,300
後期支援金	4,700	4,700	3,300	3,300
介護納付金		4,500		3,200
子ども 子育て支援金	440	440	310	310
月額	16,940	21,440	11,910	15,110

3 種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳 以外の方	40～64歳	40～64歳 以外の方	40～64歳
均等割	11,800	11,800	8,300	8,300
後期支援金	4,700	4,700	3,300	3,300
介護納付金		4,500		3,200
子ども 子育て支援金	440	440	310	310
月額	16,940	21,440	11,910	15,110

2 種組合員				
保険料内訳	本人		家族	
	40～64歳 以外の方	40～64歳	40～64歳 以外の方	40～64歳
均等割	17,800	17,800	8,300	8,300
後期支援金	7,000	7,000	3,300	3,300
介護納付金		6,800		3,200
子ども 子育て支援金	660	660	310	310
月額	25,460	32,260	11,910	15,110

後期高齢者の1種組合員				
保険料内訳	本人 (75歳以上)	保険料内訳	家族	
			40～64歳 以外の方	40～64歳
後期高齢者 賦課額	5,000	均等割	8,300	8,300
		後期支援金	3,300	3,300
		介護納付金		3,200
		子ども 子育て支援金	310	310
月額	5,000	月額	11,910	15,110

◆未就学児に対する保険料還付について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、基準日である令和8年11月30日時点で全国歯に加入している未就学児に対し、1人当たり一律12,000円の国民健康保険料を還付します。

◎保険料賦課額の免除について

◆3種女性組合員の一人親（離婚などにより独りで生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者で義務教育終了までのすべての者は、申請により次に掲げる保険料賦課額を免除します。

1人目 後期高齢者支援金等賦課額 一人当たり 月額 3,300円免除

2人目以降 均等割賦課額、後期高齢者支援金等賦課額 一人当たり 月額11,600円免除

※再婚等により生計形態が変更になった場合は、免除が終了します。変更時は、必ず支部事務所までお知らせください。

◆出産する被保険者は、届出により産前産後期間の4カ月分（多胎妊娠の場合は6カ月分）の保険料を免除します。

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。
各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞ活用ください。

全国歯の保険給付

保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、マイナ保険証または、資格確認書を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 未就学児 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
 - ・現役並み所得者 7割
 - ・一般所得者 8割

歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での、組合員と全国歯に加入している家族の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う調剤も給付対象外です。ご注意ください。

70歳から74歳の方の一部負担金の割合

70歳から74歳の被保険者の方は、一部負担金の割合が8月に更新されています。

資格確認書または資格情報のお知らせに印字されている一部負担金の割合の判定に必要な所得情報は市町村に照会します（番号法第19条7号）。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、一部負担金が3割となります。再度判定をご希望の方は、所得がわかる書類を支部事務所までお送りください。

人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で、「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和8年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

●申請手続きに必要な書類●

☐ 特定疾病療養受療証交付申請書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、市区町村で発行した証明書が必要になります。

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、マイナ保険証または、資格確認書を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時にマイナ保険証または、資格確認書不携帯で受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関を受診した場合、帰国後申請により医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、支給には数ヵ月を要します。

●申請手続きに必要な書類●

☐ 療養費支給申請書

☐ 対象となる医療費の領収書

☐ 診療内容明細書

☐ 国民健康保険用国際疾病分類表

☐ パスポートの写し

顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ

☐ 調査に係わる同意書

★ 2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、マイナ保険証または、資格確認書が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的にはマイナ保険証または、資格確認書は使えません。マイナ保険証または、資格確認書持参での割引やサービスはありませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期にマイナ保険証または、資格確認書を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

■ 外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★ 3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、予め医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■ 保険適用とならない受診内容

以下の場合、マイナ保険証または、資格確認書は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・仕事や通勤途中の負傷（労災）
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまでに数ヵ月を要します。予めご了承ください。

● 申請手続きに必要な書類 ●

- ☐ 高額療養費支給申請書
- ☐ 対象となる医療費の領収書

適用区分	所得条件	限度額
ア	旧ただし所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% ≪多数該当：140,100 円≫
イ	旧ただし所得 600 万円 ～ 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% ≪多数該当：93,000 円≫
ウ	旧ただし所得 210 万円 ～ 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% ≪多数該当：44,400 円≫
エ	旧ただし所得 210 万円以下	57,600 円 ≪多数該当：44,400 円≫
オ	住民税非課税	35,400 円 ≪多数該当：24,600 円≫

所得情報は番号法第19条7号により市区町村へ照会します。

住民税の課税情報が不明の場合、適用区分が正しく判定されず、本来よりも高い金額の自己負担になります。

以下の場合、市区町村に所得の登録がない場合があります。ご注意ください。

【例①所得の申告がないとき】

確定申告をしているがご家族の所得を申告されていない方等

【例②所得が不明の方が世帯内にいるとき】

アルバイト・パートの方で収入が少額で確定申告をされていない方等

マイナ保険証と連携される限度額適用認定証の適用区分が上の表「ア」として取り扱われます。

所得区分が基準以下（非課税など）で申告が必要ない方も市区町村で「市民税・県民税申告書」または「特別区民税・都民税申告書」を申請いただくと、全国歯で所得の情報がわかるようになりますので所得の申告を市区町村までお願いします。また、何らかの理由により組合が所得の確認をできない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

所得が不明な70歳未満は区分が「ア」として取り扱われます。

所得が不明な70歳以上は区分が「一般」として取り扱われます。

その他の保険給付の支給申請

傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間は90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

- 1種組合員 4,000円
- 2種組合員 4,000円
- 3種組合員 4,000円
- ※令和7年4月1日以降の入院から、1日につき4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上之死産・流産を含む）した場合に、支給します。

【支給額】1児につき 500,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し
- 直接支払制度に関する合意書の写し

出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。支給期間は90日を限度とします。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員

【支給額】 1日につき 4,000円

※令和7年4月1日以降の産休から、1日につき4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
- 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※出産手当金が支給された期間は傷病手当金の支給は出来ません。

葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

- 1種組合員 300,000円
- 2種組合員 150,000円
- 3種組合員 100,000円
- 1・2・3種組合員の家族 100,000円
- 後期高齢者の1種組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 亡くなった事実を証明する書類

移送費の支給申請

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給します。

ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

全国歯の保健事業

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

被保険者

【支給額】

年度ごと1名につき4,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

◎13歳未満は1名につき6,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給します。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- インフルエンザ予防接種補助金申請書
- 領収書（予防接種日、医療機関名及び印、予防接種者名、インフルエンザ予防接種であることが明記されたもの）

新型コロナウイルス 予防接種補助の支給申請

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

生後6か月以上の被保険者

【支給額】

年度ごと1回の接種に限り、1名につき5,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給します。

◎2回目以降の接種は全額自己負担となります。

◎他制度（市区町村等）により補助を受けることができる場合はその補助制度を優先とし、自費負担が発生した場合に限度額まで支給します。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 新型コロナウイルスワクチン接種補助金申請書
- ☐ 領収書（ワクチン接種日、医療機関名及び印、ワクチン接種者名、新型コロナウイルスワクチン接種であることが明記されたもの）

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2) (1)で対象になる1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
- (3) 本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給します。

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 節目健診補助金支給申請書
- ☐ 対象となる健診の領収書

がん検診のご案内

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】それぞれ年1回まで

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1（胃内視鏡検査）	50歳以上	8,900円
胃がん2（胃部エックス線検査）	40歳以上	6,400円
子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）	20歳以上	3,400円
肺がん1（胸部エックス線検査）	40歳以上	1,800円
肺がん2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）	40歳以上	3,100円
乳がん（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）	40歳以上	4,200円
大腸がん（便潜血検査）	40歳以上	1,300円

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ がん検診補助金支給申請書
- ☐ 対象となる検診の領収書

※全額自費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

特定健診・特定保健指導を受けましょう

40～74歳の
被保険者を対象

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

当組合が受診を確認できるまでに、数ヶ月を要します。

◆特定健診◆

8,000円相当の費用が0円で受診できます。
さらに受診された方にクオカード1,000円分を進呈します！

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「受診券」をお送りしております。

受診が可能な詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

【診査内容】

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
	尿検査
医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

費用は無料

【受診期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

□受診券（特定健康診査の「受診券」と特定保健指導の「利用券」がセットになった券）

- マイナ保険証・資格確認書のいずれか。
 - 質問票（35ページ）（医療機関にもございますが、予めご記入いただきますと、スムーズです。全国歯のホームページからダウンロード可能です。）
- 40歳未満の方は前述の節目健診の受診によりご自身の健康管理にお役立て下さい。
- ◎受診券を紛失された方は再交付をしますの
で、各支部事務所までご連絡ください。

◆特定保健指導◆

特定健診を受診された方の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、保健師などの専門スタッフによる生活習慣を見直すサポート、アドバイスが無料で受けられます。

メタボ改善のチャンスですので、特定保健指導に該当された方は、必ずご利用ください。

【利用方法】

特定健診後に、該当者に対して利用券を当組合より送付いたします。（特定健診受診日当日に同じ医療機関で特定保健指導を受ける場合、セット券にて受診ができます。）

特定保健指導は2つのパターンがあり、いずれか1つを選択しご利用ください。

◆医療機関で受診

HPの実施機関一覧をご確認いただき、電話等でご予約のうえご利用ください。

◆オンラインで受診

オンライン保健指導をご利用の方にAmazonギフトカード3,000円分をプレゼント！

PC・スマホから簡単に面接日の予約ができ、面接日までに資料が郵送されます。お持ちの電子機器に遠隔面接ツールZoomのアプリをインストールしてお待ちください。

詳しいご案内は、利用券送付時に同封しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

【受診期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

（医療機関の場合）

- 特定保健指導利用券
- マイナ保険証・資格確認書のいずれか。

事業主（1種組合員）の皆様へ

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、40歳未満の従業員の定期健康診断等の結果データの提供をお願いしております。

マイナポータルで健診結果を閲覧できるようにするため保険者より健診結果の提供依頼をすることが可能となりました。

ご協力をお願いいたします。

歯科健診のご案内

◆事業主（1種組合員）の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。1種組合員、後期高齢者の1種組合員も含めた被保険者すべての方を対象とします。ぜひご利用ください。

【対象者】

- ◎1種組合員、後期高齢者の1種組合員、2種組合員、3種組合員及び被保険者である組合員に属する世帯員（健診時18歳以上の者）、（1種組合員、後期高齢者の1種組合員は問診用紙の記入を受診とみなします。）

【受診期間】

令和8年4月1日～令和9年2月末日

【実施場所】

- ◎1種組合員、後期高齢者の1種組合員の家族は自家の診療所
◎2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員、後期高齢者の1種組合員の診療所

【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。（実施期間内1度限り）

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

☐問診用紙

☐歯科健診診査用紙（組合提出用）

※1種組合員、後期高齢者の1種組合員は問診用紙のみ必要となります。

禁煙対策事業（禁煙支援プログラム）のご案内

申込者先着50名の方を対象に、オンライン診療と禁煙補助薬を送付して、禁煙・卒煙希望者の支援を実施します。

詳しくは全国歯のホームページまたは、組合報43,44ページをご覧ください。

ジェネリックお願いカードについて

診療を受けるときに医師に「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いづらいこともあると思います。そんな時は「ジェネリック医薬品お願いカード」および「問診票」を窓口に出して、あなたの意志を伝えてください。

当組合のHPから「ジェネリック医薬品お願いカード」の印刷ができます。

ジェネリック医薬品差額通知について

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

医療費通知について

年に6回、医療費通知を送付しております。医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がございましたらご連絡ください。

【送付時期について】

送付月		記載内容
令和8年	6月	令和8年 1～ 2 月受診分
令和8年	8月	令和8年 3～ 4 月受診分
令和8年	10月	令和8年 5～ 6 月受診分
令和8年	12月	令和8年 7～ 8 月受診分
令和9年	2月	令和8年 9～11 月受診分
令和9年	4月	令和8年 12 月受診分

なお、再発行はできませんので大切に保管してください。

仕事のストレス・人間関係の悩みについて カウンセラーに相談してみましょう

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

(面接の予約やご相談に関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。)

◆電話カウンセリング◆

プライバシー厳守

- ・相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

専用ダイヤル：0120-926-189 (無料)

◆面接カウンセリング◆

- ・年度内1人5回まで無料。
- ・面接は1回50分程度(目安)。

(6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。)

◆Webカウンセリング◆

- ・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。

メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

メンタルヘルスをeラーニング コンテンツを視聴

メンタルヘルスを中心とした動画によるeラーニングコンテンツを利用できます。全国歯科医師国保のホームページからヘルスフルチャンネルにアクセスして下さい。

パスワードは「926189」です。

動画テーマ：メンタルヘルス、がん予防、運動、食生活、メタボ対策、感染症対策、職場環境、禁煙など

健康管理アプリ「カロミル」

カロミルとは、写真を撮るだけで簡単に記録できる健康アプリです。食事はもちろん、体重や血圧、血糖値も写真を撮って自動で記録できます。

2次元コードからダウンロード
してご利用ください。



後期高齢者の1種組合員 保健事業のお知らせ

傷病見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

(後期高齢者の1種組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

☐ 傷病見舞金支給申請書

☐ 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

死亡見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

☐ 死亡見舞金支給申請書

☐ 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

(1)本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者の1種組合員

(2)(1)で対象になった後期高齢者の1種組合員の被保険者である配偶者

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

☐ 節目健診補助金支給申請書

☐ 対象となる健診の領収書

新型コロナウイルスワクチン 接種補助の支給申請

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1回の接種に限り、1名につき5,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給します。

◎実施期間内2回目以降の接種は全額自己負担となります。

◎他制度（市区町村等）により補助を受けることができる場合はその補助制度を優先とし、自費負担が発生した場合に限度額まで支給します。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

☐ 新型コロナウイルスワクチン接種補助金申請書

☐ 領収書（ワクチン接種日、医療機関名及び印、ワクチン接種者名、新型コロナウイルスワクチン接種であることが明記されたもの）

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1名につき4,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

【実施期間】

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

【申請期限】

令和9年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

☐ インフルエンザ予防接種補助金申請書

☐ 領収書（予防接種日、医療機関名及び印、予防接種者名、インフルエンザ予防接種であることが明記されたもの）

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付窓口となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がございましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

〔支部事務所連絡先〕

栃 木 県 支 部	028-648-0472
山 梨 県 支 部	055-252-6481
青 森 県 支 部	017-777-4907
岐 阜 県 支 部	058-274-6110
富 山 県 支 部	076-432-9666
滋 賀 県 支 部	077-523-2787
京 都 府 支 部	075-812-8495
岡 山 県 支 部	086-224-7777
山 口 県 支 部	083-928-8023
島 根 県 支 部	0852-24-2757
鳥 取 県 支 部	0857-23-2621
香 川 県 支 部	087-851-4965
徳 島 県 支 部	088-631-3977
高 知 県 支 部	088-823-7369
新 潟 県 支 部	025-250-7755
岩 手 県 支 部	019-623-1571
石 川 県 支 部	076-251-1011
長 野 県 支 部	026-222-8020
福 井 県 支 部	0776-25-6108
沖 縄 県 支 部	098-889-2288
和 歌 山 県 支 部	073-422-3003

届出が必要なのは、こんなとき

支部事務所に
ご連絡下さい。

届出に必要な書類は、全国歯HP内にてダウンロード可能です。

◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。マイナ保険証や資格確認書を使用して診療を受ける場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがでマイナ保険証や資格確認書を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 資格喪失届
- ☐ 資格確認書（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- ☐ 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

◎資格喪失（退職等）後、全国歯の資格確認書等を使用して医療機関を受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の資格確認書等を使用して全国歯の被保険者として医療機関等を受診された場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費について、返還して頂く必要があります。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 資格取得届
- ☐ 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- ☐ 加入する方の以前加入していた健康保険資格喪失証明書
- （市町村国保の場合は、資格確認書／資格情報のお知らせの写し等）
- ☐ 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 資格取得届
- ☐ 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更になるとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 住所氏名変更届
- ☐ 資格確認書／（氏名の場合）資格情報のお知らせ（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- ☐ 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- ☐ 世帯における保険の加入状況確認書

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 該当届（国民健康保険法第116条）
- ☐ 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 該当届（国民健康保険法第116条の2）
- ☐ 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎資格確認書／資格情報のお知らせを紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

【資格確認書の場合】

- ☐ 資格確認書交付申請書
- ☐ 返納不能届書
- ☐ 始末書

【資格情報のお知らせの場合】

- ☐ 資格情報のお知らせ（再）交付申請書

紛失や盗難にあったときは、資格確認書等を悪用され、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておく、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系） 0670-666-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系） 0120-540-558

日本信用情報機構（消費者金融系） 0570-055-955

事業主（１種組合員）各位

全国歯科医師国民健康保険組合

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の結果のご提出について（お願い）

医療保険者（全国歯）は、被保険者の健診結果を収集し、マイナポータル等での健診結果閲覧を可能にするための役割を担っております。

つきましては、事業所で行う定期健康診断の結果について、「健康診断結果報告書・質問票」にご記入のうえ、支部事務所へご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

また、40歳から74歳の方は、「健康診断結果報告書・質問票」を提出することで特定健診を受診したとみなし、特定健診受診券を利用して受診された方と同様にQ U Oカードを進呈いたします。

◆ 提出対象者

全国歯科医師国保に加入している従業員で、事業所で実施する定期健康診断等を受診した方。

- ・ 40歳未満 … 「健康診断結果報告書」のみ
- ・ 40歳以上、74歳以下（特定健診対象者） … 「健康診断結果報告書・質問票」

※特定健診受診券を利用して受診した方は提出不要です。

◆ 提出方法

下記のQRコードの全国歯ホームページより、40歳から74歳の方は「健康診断結果報告書・質問票」、40歳未満の方は「健康診断結果報告書」をダウンロードしていただき、健康診断の結果をご記入のうえ各支部事務所へ郵送または窓口にご提出ください。



全国歯科医師国保ホームページ
詳しくはこちらをご覧ください。

質 問 票

保険者番号		0 0 0 9 3 0 1 3										保険者名		全国歯科医師国民健康保険組合											
受診者の記号・番号・枝番												受診者氏名(フリガナ)						生年月日				性別		年齢	
全 歯												フリガナ						年 月 日				男 女		歳	
																		西 暦				☐ ☐			

質 問 項 目		回 答	
		①はい	②いいえ
1-3 現在、aからcの薬の使用の有無 ※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。			
1	a. 血圧を下げる薬	☐	☐
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	☐	☐
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	☐	☐
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	☐	☐
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	☐	☐
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療（人工透析等）を受けていますか。	☐	☐
7	医師から、貧血と言われたことがありますか。	☐	☐
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている）	① ☐ はい（条件1と条件2両方満たす） ② ☐ 以前は吸っていたが、最近1ヵ月間は吸っていない（条件2のみ） ③ ☐ いいえ	
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	☐	☐
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している。	☐	☐
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している。	☐	☐
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	☐	☐
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① ☐ 何でもかんで食べることができる ② ☐ 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ☐ ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	① ☐ 速い ② ☐ 普通 ③ ☐ 遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある。	☐	☐
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① ☐ 毎日 ② ☐ 時々 ③ ☐ ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	☐	☐
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒等）を飲む頻度 （※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を接種していない者）	① ☐ 毎日 ② ☐ 週5～6日 ③ ☐ 週3～4日 ④ ☐ 週1～2日 ⑤ ☐ 月に1～3日 ⑥ ☐ 月に1日未満 ⑦ ☐ やめた ⑧ ☐ 飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 （※飲まないと回答した方は①1合未満にチェック） 日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安： ビール（同5度・約500ml）、焼酎（同25度・約110ml）、 ウィスキー（同43度・約60ml）、ワイン（同14度・約180ml）、 缶チューハイ（同5度・約500ml、同7度・約350ml）	① ☐ 1合未満 ② ☐ 1～2合未満 ③ ☐ 2～3合未満 ④ ☐ 3～5合未満 ⑤ ☐ 5合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	☐	☐
21	運動や食生活の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	① ☐ 改善するつもりはない ② ☐ 改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③ ☐ 近いうちに改善するつもりであり、少しずつ始めている（概ね1ヶ月以内） ④ ☐ 既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤ ☐ 既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	☐	☐

特定保健指導ご利用案内

WEB利用も
選べます！

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

【パターン①】 特定保健指導を実施している医療機関等を利用

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

【パターン②】 WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもろう！

① 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方にはWEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

② WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を希望する日をご予約ください。

③ 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨をお知らせするメールをお送りします。
また、初回のWEB面接で使用するテキスト等がお手元に届きます。

④ 初回面接を受けましょう

予約日時になったら、メールに記載のURLをクリック、面接を開始します。
面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ちの端末で受けられます。
職場、自宅など場所も自由です。
Wi-Fi環境を推奨します。

⑤ 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえ電話にて継続支援を行います。

⑥ アマゾンポイントをプレゼント

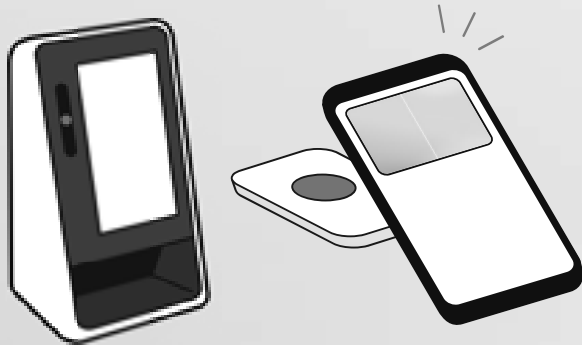
継続支援を受けられた方へアマゾンポイント（3,000ポイント）を差し上げます。
ポイントはメールアドレスへお送りします。



＼ 順次、医療機関・薬局で利用拡大中！ /

マイナ保険証が スマホでも使えます

カードを取り出すことなく
スマホでピッと簡単受付！



スマホのマイナ保険証は準備の整った施設で使えます



スマホでも、カードでも
マイナ保険証

厚生労働省HPから対応施設一覧をご確認いただくか、
左のステッカーが医療機関・薬局に掲示されているかを
ご確認のうえ、ご利用ください。

※未対応施設では、引き続き実物のマイナンバーカードをご利用ください。

対応施設の
検索はこちら



来院・来局前にスマートフォンでのマイナ保険証利用に向けた事前準備を行ってください！

マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30(年末年始を除く)

※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付



マイナ保険証について
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

スマホでマイナ保険証を使うための事前準備

準備するもの

- 実物のマイナンバーカード
- 最新のマイナポータルアプリ
- 券面入力用暗証番号(数字4桁) ※iPhoneのみ
- 署名用パスワード(英数字6～16文字)
※マイナンバーカードを作成した際に登録したパスワードです

署名用パスワードがわからない場合、コンビニの複合機または、住民票のある自治体の窓口で再設定が可能です。



詳しくはこちら

ステップ1

マイナ保険証としての利用登録

※すでにマイナ保険証を利用されている場合は不要です。

スマートフォンからマイナポータルにログインして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。

ステップ2

スマートフォンにマイナンバーカードを追加

マイナポータルアプリから、追加することが可能です。以下のフローをご参照ください。受付をされる前に、事前準備が完了しているかのご確認をお願いいたします。

iPhone

追加設定



詳しくはこちら



※ iOS18.5以上のバージョンが必要

設定完了の確認(下図の状態です)



設定完了後に、マイナポータルアプリのメニューにある、「iPhoneのマイナンバーカード」に「利用可能」の表示があるか、または、ウォレットアプリにマイナンバーカードが追加されているかをご確認ください。

Android

追加設定



詳しくはこちら



※ Android11以上のバージョンが必要

設定完了の確認(下図の状態です)



設定完了後に、マイナポータルアプリのメニューにある、「利用者用電子証明書」および「署名用電子証明書」の項目に、『有効期限』が表示されているかをご確認ください。

※ 申請や追加を開始する青いボタンが表示されている場合は、スマートフォンのマイナンバーカードの対応機種です。

対応機種にもかかわらず、ボタンが表示されていない場合は、マイナポータルアプリやスマートフォンのOSをアップデートしてください。

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

徴収開始時期は4月です。

子ども・子育て支援金に係る保険料の金額は24ページをご覧ください。

※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代)については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出した
だき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子
育て世帯を社会全体で支える制度です。

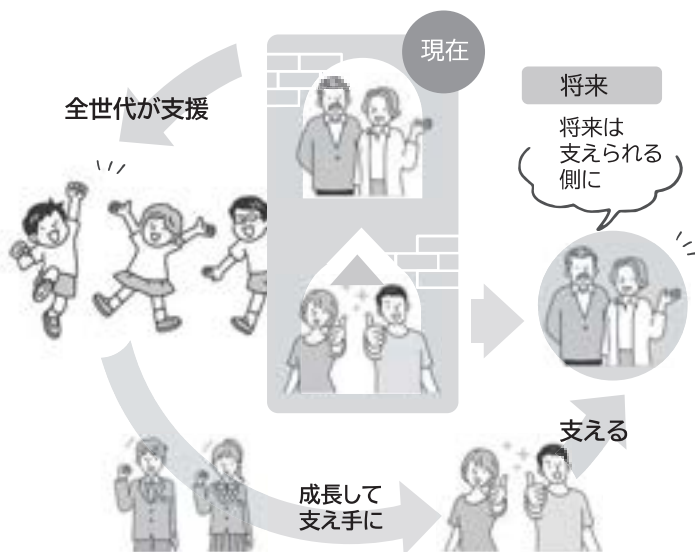
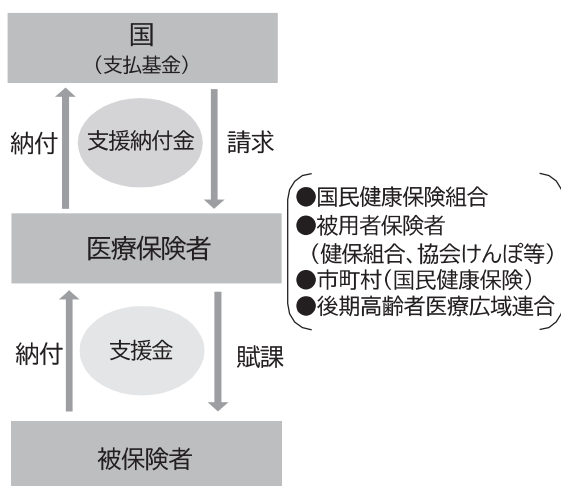
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していること
から、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プ
ラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・
子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援
金制度はこれを支える財源の一部です。

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手
となることから、こどもの育ちを支える支援金制度
は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢
者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全
体で支える仕組みとしています。

支援金の徴収の流れ



こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



お問い合わせ窓口

こども家庭庁コールセンター 0120-303-272

(受付時間 平日9時から18時)

こどもまんなか
こども家庭庁



こども・子育て
世帯を応援！

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。

※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。

※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。

※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。

※ 令和8年度より全国実施

メンタルヘルス カウンセリング

利用できる方

被保険者

こころのWeb相談 もご利用いただけます

経験豊かな専門スタッフが、
悩みや不安にお応えします。



専用ダイヤル

通話料・相談料

無料

プライバシー

厳守

0120-926-189

- ▶ 発信者番号は「通知設定」でおかけください。
- ▶ つながらない場合は、はじめに「186」をつけて上記専用ダイヤル番号におかけください。
- ▶ ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

こころのWeb相談

<https://www.mh-c.jp/>

24時間いつでも相談を受け付けています。
人目を気にせずご利用いただけます。



利用内容

上のURLへアクセスし、専用ダイヤルの電話番号下6ケタをパスワードとしてログインします。ご相談を受け付け後、3営業日以内にお返事が届きます。Webカウンセリングの訓練を受けた臨床心理士が回答します。



こころに負担を
感じたら、
まずお電話を！

音声ガイドに従ってご希望の
サービス番号をプッシュしてく
ださい。

サービス番号は裏面へ

※プッシュ回線でない方は、サービス番号
の前に*印ボタンを押してください。
黒電話などの場合は最後に各サービス
の直通電話番号をお知らせしますので、
おかけ直してください。

全国歯科医師国民健康保険組合

プライバシー保護の観点から外部へ委託しています。個人の相談の有無・内容等が当国保組合や会社に伝わることはありません（個人を特定できない統計的な月次データで報告されます）。

メンタルヘルスカウンセリング

サービス番号

2 面接カウンセリング

(オンライン面接のご利用も可能です)

全国主要都市のカウンセリングルームで、「公認心理師・臨床心理士」の資格を有するカウンセラーが対応します。

予約受付 月～土曜日 (日曜・祝日、年末年始は休み) 10時～20時

まずお電話で面接の予約をおとりください (年度中、対面とオンライン合わせて1人5回まで無料/6回目から有料)。

※オンライン面接をご希望の方は、「オンライン面接希望」とお伝えください。



オンライン面接カウンセリング

ビデオ会議ツール「Zoom」「Teams」等を利用したオンラインでのカウンセリングです。サービス番号2の窓口でオンライン面接ご利用のご希望をお伝えください。

ご継続中の面接でオンライン面接をご利用いただくことも可能です。

※一部のカウンセリングルームでは対応不可場合があります。



サービス番号

3 電話カウンセリング

気軽に使える、お電話でのカウンセリングです。

受付時間 月～土曜日 (日曜・祝日、年末年始は休み) 10時～22時

1回20分程度が目安ですが、20分で終わらないときや面接を受けなくなったときは、面接に移行できます (要・面接予約)。



サービス番号

4 電話カウンセリングで混雑を避けたいときは、翌日以降の予約もできます

予約受付 月～土曜日 (日曜・祝日、年末年始は休み) 10時～18時

※サービスご利用にあたっては、予約受付時にご契約団体名を伺いますので、ご回答ください。



免責事項

本サービスは利用される方に適切な医療・健康関連情報を提供すること、および適切なメンタルヘルスカウンセリングを提供しメンタルヘルスの改善に役立てていただくことが目的であり、当国保組合および当国保組合が本サービスを委託した株式会社法研、株式会社東京カウンセリングセンター、同社が提携するカウンセリング施設 (以上を総称して「サービス関係者」という) は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながら、その目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本サービスは医師法等関連法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。以上をご理解いただいた上でご利用ください。

全国歯科医師国民健康保険組合 加入者のみなさんへ

選べる禁煙プログラム！



オンライン
禁煙
プログラム

あなたは
どちらに
「チャレンジ」
しますか？



禁煙
サポート
ライト版

喫煙歴が長い、1日20本以上
吸っているので、実績のあるプ
ログラムで定期的に医師とコミ
ュニケーションをとって治療し
たい方

こんな方に
おすすめ

「禁煙したいけど、完全に禁煙
するのはちょっと・・・」とオン
ライン禁煙プログラムへ参加を
ためらう、
禁煙チャレンジの第一歩として
体験したい方

オンライン面談システム
 D-CUBE

ツール



メルマガとチャット
でサポート

チャンピックス流通再開!!

医師によるオンライン診療
禁煙成功率86.6%

※治療終了後 1ヶ月時点、n=2407

特徴

1週間分のニコチネルパッチまたは
2週間分のニコレットを使って
吸わない生活を体験

オンライン禁煙プログラムの流れ・特徴



外来の
待ち時間を解消



通院の
手間を解消



診察後に禁煙補助
薬を配送

※お申し込み後、委託先（株式会社リンケージ）から送付される「案内メール」にそってオンライン診療の予約をお願いします。

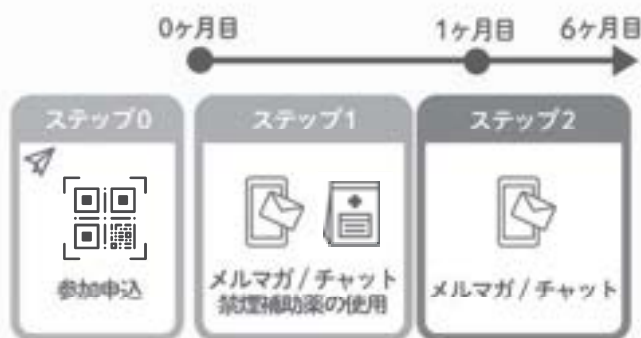
支援

医師による診療

期間

2ヶ月+フォロー10ヶ月

禁煙サポートライト版の流れ・特徴



メルマガとチャット
でサポート



数日分の市販薬
を配送

Step1.禁煙補助薬（パッチorガム）の服用&サポートメール（10日間）



申込み



サポートメール配信・禁煙補助薬配送
チャット相談



アンケート（1ヶ月後）

※ニコレットは2週間分(48個)
パッチは1週間分(7枚)が配送されます。

Step2.リンケージサポートデスクによる継続サポート（6ヶ月間）



禁煙体験後も月1回フォローメールを配信。
チャット相談は随時可能。

通院や面談なし / チャットで相談 / 禁煙パッチ・ガムは郵送

支援

メルマガによる支援

期間

10日+フォロー6ヶ月

処方薬希望

オンライン禁煙
プログラム



募集期間

2026年4月1日（水）～
2027年3月31日（水）

参加費用

無料

どちらかをお選びください！

ニコレットまたはニコチネルパッチ希望

ノンスモ禁煙・パッチde禁煙
サポートプログラム



ノンスモ禁煙：ガム(ニコレット) 2週間分
または、

パッチde禁煙：パッチ(ニコチネルパッチ) 1週間分

【お問い合わせ先】 株式会社リンケージ サポートデスク TEL：0120-23-8918 メール：sd@linkage-inc.co.jp

【事業に関する問い合わせ】 全国歯科医師国民健康保険組合 TEL：03-3336-8818 メール：zenaikokuho@zenaikokuho.or.jp

今までも。これからも。



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、
新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

その先には、ひろがる笑顔。

安心・信頼

Anshin Shinrai

国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

未来

Mirai

医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

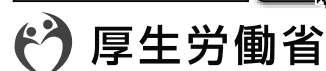
医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、
医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は

厚生労働省 ジェネリック [検索](#)





和歌山県支部 片岡邦浩支部長挨拶

本年度より、全国歯の21番目の支部として新たにスタートいたしました和歌山県支部です。私は初代和歌山県支部長としての任をお預かりさせていただくことになりました片岡邦浩と申します。

和歌山県歯科医師国保組合は昭和34年の発足以来、小規模ながら組合運営を継続してこられましたのは、組合員及び関係団体のご支援とご協力によるものと心より感謝申し上げます。おかげで健全な運営（令和7年度末時点、総資産6億円超、保険料収納率100%）を維持できていたものの、制度改革、少子高齢化による加入者数の減少、定率国庫補助率は最低の13%になっており、組合を取り巻く状況には不安を抱えておりました。将来にわたる安定的な運営のあり方について検討を重ねる中、全国歯との合併案が浮上し、3年以上にわたり中西前理事長を中心に全国歯の役員・事務局の皆様と協議を重ねました。また支部の方にも情報収集や業務視察等にご協力いただき、合併が加入者にとってよりよい選択と判断し、最終的な決定に至りました。この決定の過程で多大なるご尽力をいただいた中西孝紀前理事長には深く感謝申し上げます。

新体制におきまして、全国規模の組織基盤のもと、より安定した財政運営と、給付および保健事業サービスの一層の充実を期待しています。何より、合併により歯科医師とそのスタッフによる相互扶助の精神に基づく組合保険者という創設当時の理念が受け継がれることをありがたく存じます。本合併が、将来的に組合運営のさらなる安定と発展につながり、結果として内外から評価されるものとなるよう努めてまいります。今後とも、諸先輩方のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



和歌山城（会館から直線1.5km）

御三家 紀州徳川家のお城ですが、もとは豊臣秀長が築城です。国宝でしたが、終戦の少し前に空襲にあい、これは再建されたものです。



那智の滝と三重塔（青岸渡寺の塔）

落差日本一の那智の瀧がご神体の那智大社と青岸渡寺があります。



熊野古道 大門坂

世界遺産熊野古道です。那智大社の近くです。

令和7年秋の叙勲受章

旭日小綬章

あべ よしかず
阿部 義和先生
(昭和23年11月11日生)

【受章種別】 旭日小綬章

【功労種別】 保健衛生功労

【表彰歴】

平成23年 6月22日
平成25年 5月13日
平成25年 9月12日
平成28年12月10日
平成29年 3月13日
令和 5年 3月17日
令和 7年 7月27日

文部科学大臣表彰
岐阜県知事表彰
日本歯科医師会会長表彰
厚生労働大臣表彰
読売新聞社医療功労賞
日本歯科医師会会員有効章
全国歯科医師国民健康保険組合表彰

【略歴】

●日本歯科医師会関係

平成28年 3月11日～平成29年 6月16日
令和元年 7月 1日～令和 3年 6月30日
令和 3年 7月 1日～令和 5年 6月16日

理 事
代議員会 副議長
代議員 会議長

●県歯科医師会関係

平成 9年 4月 1日～平成12年 3月31日
平成12年 4月 1日～平成18年 3月31日
平成18年 4月 1日～平成25年 6月23日
平成23年 4月 1日～平成25年 6月23日
平成25年 6月23日～令和 7年 6月26日

理 事
常務理事
専務理事
副 会 長
会 長

●全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成25年 8月 1日～令和 5年 7月31日
令和 5年 8月 1日～現 在

理 事
副理事長

●全国歯科医師国民健康保険組合関係（岐阜県支部）

平成23年 4月 1日～平成25年 6月30日
平成25年 7月 1日～現 在

副支部長
支 部 長

旭日小綬章

わたなべ たか お
渡部 隆夫先生
(昭和25年4月11日生)

【受章種別】 旭日小綬章

【功労種別】 保健衛生功労

【表彰歴】

平成11年10月23日
平成16年 2月22日
平成18年 1月14日
平成19年11月17日
平成20年11月22日
平成30年 7月21日
令和 5年11月15日

中国地区歯科医師会連合会表彰
鳥取県学校保健会長表彰
鳥取県知事表彰
日本歯科医師会会長表彰
厚生労働大臣表彰
全国歯科医師国民健康保険組合表彰
鳥取県教育委員会表彰

【略歴】

●日本歯科医師会関係

令和元年 6月22日～ 現 在

日本歯科医師会代議員

●日本歯科医師連盟関係

令和元年 6月22日～ 現 在

日本歯科医師連盟評議員

●県歯科医師会関係

平成15年 4月 1日～平成26年 6月26日
平成26年 6月27日～令和元年 6月22日
令和元年 6月22日～現 在

理 事
副 会 長
会 長

●全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成 9年 4月 1日～平成15年 3月31日
令和元年 8月 1日～現 在

組合会議員
理 事

●全国歯科医師国民健康保険組合関係（鳥取県支部）

平成 9年 4月 1日～平成14年 3月31日
令和元年 8月 1日～現 在

支部理事
支 部 長

発 行 所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818

発 行 人 三塚 憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ
<https://www.zensikokuho.or.jp>

ぜひご利用ください！

組合員専用ページのパスワード「648077」

組 合 報 No98 2026 年 5 月号